

令和3年度 第2回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：令和4年1月24日（月） 午前10時00分～午前11時35分

場 所：酒田市役所 7階 703号会議室

出席者：小松 麻美 委員、加藤 淳 委員、佐藤 恒夫 委員、渡部 芳久 委員、
伊藤 かほる 委員、池田 香 委員、阿部 昭 委員、松山 薫 委員、
古川 美紀 委員、斉藤 淳 委員、梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、
佐藤 康一 委員

以上13名

欠席者：1名

事務局：企画部長、都市デザイン課

報道関係：1名

一般傍聴：なし

1 開 会（10:00～） 事務局より、本審議会が酒田市景観条例第35条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。

2 委嘱状交付

3 あいさつ 企画部長

委員紹介、事務局紹介

4 会長、副会長の選出

5 諮 問

6 議 事（10:21～）

（1）議第1号 （仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について

議長 それでは、これより議事を進めます。初めに審議会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 進め方として、諮問案件の前に、遊佐町沖の洋上風力発電事業の経過と今後の流れについて説明した後、今回の議事である方法書は、環境アセスメントという法定の手続きの一環になりますので、環境アセスメント手続きについて説明いたします。

その後、今回の方法書について、概要の説明をさせていただきます。

次に、事前に事業者あてに委員から質問があった事項について、事業者から回答があった内容について説明させていただき、追加で方法書について質問がありましたら、事務局が答えられる範囲で回答し、最後に、委員の皆様より方法書について意見をいただきたいと思っております。

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明＜遊佐町沖洋上風力発電の経過と今後・環境アセスメントについて＞

説明< (仮称) 遊佐洋上風力発電事業環境影響評価方法書について >
説明< 事前質問への事業者の回答 >

議長 それでは、皆さん事務局からの配慮書の説明に対して質問等はございますでしょうか。
 今回は事業者が出席しておりませんので、事務局で答えられる範囲での回答となりますので、よろしくお願いします。

委員 コンソーシアムの在り方について質問させていただきます。
 今回の 20 社のうち、配慮書を提出した事業者は 6 事業体、9 社です。通常の手続きですと、配慮書を出した事業者が方法書へ進んでいく。ですから、11 社は今回初めて出てきています。山形県と国に協議確認のうえとありますが、そういったことが環境影響評価法上の手続きで本当に問題はないのかということが疑問に思いましたので質問させていただきました。

事務局 令和 3 年に県から事業者に文書を出してお願いしておりましたが、再エネ海域利用法に係る経済産業省にも確認済みということを知っております。環境影響評価法についても、環境省に県から確認して、この取り組みについては認識しているものと思います。

委員 以前配慮書を出した 6 事業体がコンソーシアムを組むということであれば、私はああそうかと思うのですが、11 社の新たな事業者が突然入ってくるというのが非常に違和感があったので質問した次第でした。結構です。

議長 ありがとうございます。ほかにご意見ありませんでしょうか。

委員 配慮書を出した会社様で今後方法書を出す会社様はいらっしゃいますか。もう方法書を出す会社様はいらっしゃらないんですか。

事務局 配慮書を出して、今回のコンソーシアムに入っていない事業者については 2 社になります。

委員 これから方法書が上がってくるということですか。

事務局 もし事業として進めるとなれば、出してくるということになります。

委員 またその際にこのような形で出る場合があるということですか。

事務局 そうですね、はい。

議長 ありがとうございます。ほかにご意見ありませんでしょうか。

委員 p17 の配慮事項の選定と、この工事の実施のところに、景観のところに丸印が全く無い、若しくはグレーが 1 か所しか無いという状況なんですけれども、この内容は完了後のみの景観審議でしかない、工事中若しくはそういう時に何かがあるかということで、ちょっとこの辺がどの時期を指しているのかがひとつ分からないのと、あとドローン撮影のところがあったと思うんですが、ドローン撮影は現在工事始まる前からの撮影と考えてよろしかったですか。

事務局 今回の点については事業者から詳細がこちらに頂いておりませんので、後程確認

をさせて頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

委員

あと p45 の部分のドローン撮影はいつからいつまでということだ。

事務局

はい、分かりました。

議長

そちらもご確認頂けるといふことですね。ありがとうございます。
他には何かございますでしょうか。

委員

技術的な部分についてはまだ素人ですので、なかなか分からないところが多くを占めてますが、2 つ程お聞きしたいというふうに思えます。事前に頂いた資料の中で調査地点の設定根拠の中、31 地点と書いてありまして地図にも表記してありましたが、p65 の②「主要な眺望景観への影響」という中に、主要な眺望点 62 点と記載されておりましたので、その辺の違いがあるのかなといふことで、変更になったのかどうかもありますけど、そこの点ひとつお聞きしたいなと思えます。

2 つ目ですが、平面図が非常に多いですが、景観という部分は高さの関係が非常に大きく影響ををすると思ふんですね。その点ではちょっと資料的に判断しかねるといふか、先程いろんなお話のなかでも共通する部分もありますけど、そこらへんのところもう少し具体的にこう見えるような形のものが出てこない、見切り発車的な、とにかくこれで次の段階に行きましょうねと急いでるのかなといふ感じもしますし、もう少し高さに対する何といふか視点といふかそういう分かるものでないとなかなか判断しかねるといふことで、次回以降といふことになると思えますけど、そのへんの判断を頂けるような資料を是非作って頂ければといふふうに思えます。以上 2 点です。よろしくお願ひします。

事務局

はい、最初 1 つ目の質問になりますけども、最初に 62 地点を選定して、その後今回お示ししている 31 地点に絞った形で提示しているものになります。

2 点目のご質問、「やはり景観というものは平面で見るのではなくて」といふご意見、大変ごもっともだと思ふますし、これまでも色々ご質問を頂いておるとおり、やはりフォトモンタージュといったような、ある程度想定できるようなものが示せないとなかなか審議は難しいのかなといふのは私も個人的には非常に思ふますので、これについては機会あるごとに県のほうにもお話はさせて頂ければと思ふております。確かに立体的なものが景観においてかなり重要視される部分もございまして、見る方々にとっての考え方も色々まちまちな部分もございまして、委員の皆様のお思ひを共有しながら進めていきたいと思ふます。

委員

今の件についてなんですけれども、1 km 先に 250m、270m のものが建つといふことは 11~12° くらいの感じで出来るわけですから、簡単に（フォトモンタージュを）出せると思ふんですね。決定しなきゃ出せないなんていふのは言い訳にしか聞こえないんですよ。不信感が募るだけだと思ふんです。大体の予想はつくわけですよ。完全に出来るものを写真みたいに作れなんて誰も言っていないわけですよ。完成予想図ですからモンタージュですから多少のくるいはあっても、そういう検討出来る材料が無いと。何故出せないのか。毎回その話が出て、一回もまともに出てきたことが無い。そのへんをもうちょっと考えて頂きたいなと思ふます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それについては事務局のほうから何かございましてか。

事務局

はい、仰るとおりで、本当に毎回フォトモンタージュについては一番多く皆様のご懸念として出てきておられますので、機会を捉えて県のほうに伝えて、やはり

審議する上ではそういった材料が無いとこの景観審自体の審議というのはなかなか進みにくいのかなという部分もありますので、それについては引き続きこちらのほうでもお話をさせて頂きたいと思います。

委員

もうひとつ。

私ずっとこの委員会に来て思うことなんですけれども、酒田の未来っていうことを考えていくと、今人口もどんどん減って行ってますし、いろんなことを配慮しながら酒田が生き残っていくにはどうしていかなきゃならないか、経済的にも良くなるにはどうすれば良いのかって考えた時に、いま基地港湾っていう話があるって聞きました。で、そういうことがありきで、やっぱりそのことを進めていかなきゃならないのも確かなんですけれども、この景観だけで考えていけばほとんどダメだと思うんですよ。ただ将来のことを考えた時に、この地域にとって何が一番大事かっていうことを、ちゃんと皆さんに理解出来るように説明をきちっとしてから、こういう話を進めていかないと、ただただ環境にも良くないし景観にも良くない、ただそれだけの話になっちゃうと思うんですよね。まあここで話すべきことなのかどうか分からないですけども、基地港湾をとれるなんていうことは決まったわけでもないわけで、そのへんのことも一応頭に入れながら話していかないといい答えが出ていかないのかなというのが、答えが出るもんじゃないのかもしれないですけども、そう思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

このあたりから、質問だけでなく、方法書全体に関しての意見もお伺いしたいと思います。

委員

委員が平面的なものしかないと言っていましたが、確かに角度を見た時に、今日の資料の別紙3にもありますけれども、圧迫感を感じるとか、そういう言葉しか出てこなくて、下から見上げているものしか考えていないです。同じ10度や20度でも上から見るのと下から見るのでは圧迫感というのはすごく違うと思うので、その辺を考慮したうえで、方法書なり、前回の配慮書もそうですけれども、ちゃんと評価を事業者にしてもらいたい。

議長

はい、ありがとうございます。

時間もなくなってきたので、すでにご意見もいただいておりますが、質問だけでなくご意見もお願いいたします。

委員

モニタージュと一緒に、計算式のようなものを出していただくことは可能でしょうか。どういう大きさのものが何台出来て、このくらいの風が吹くからこういうふうになります的ものを出していただくとわかりやすいかなと思ひまして。

事務局

事業者を確認したいと思います。

議長

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

委員

完成予想図やフォトモニタージュのことですけど、毎回、毎回言い続けてきて、毎回同じ答えしか返ってこないという、回答も分かっていますが、何も示さないで景観について審議せよというのは、私は失礼な話だと思います。方法書要約書のp24に経済産業大臣の景観に対する意見として、重大な影響が懸念されると言い切っています。そしてフォトモニタージュを作成し、関係機関、地域住民の意見を踏まえることとあります。知事意見もそうです。そして、要約書の65ページ、評価の結果がありますけれども、風力発電機の機種、色彩、配置を事業者の

実行可能な範囲で考慮することにより、重大な環境影響を回避または低減することが可能と評価すると。いつも思いますが、調査する前から回避、低減することが可能と評価するという書き方は、非常におかしいと思います。影響があるかどうかの調査をこれからするわけですので、初めから結論を言うというのはおかしいと思います。例えば、東京オリンピックの国立競技場でも、ひとつの案が出たらみんな意見が出て、全く違う形になったわけですが、どんな場合でも、完成予想図を作るのは簡単なことです。最大規模、最大数でおこなった場合はこうなりますというものを出さないで、頭の中で空想して意見を出してくださいというのは、景観審議会自体が成り立たないと思います。前から何回も言っています。これだけ何十社も自主的なアセスをするのであれば、これはいわゆる設計コンペですよ。各社が様々な案を出すべきなのに、すべて全く同じものしか出てこない。競争しているということは感じられないし、そして、何の案も出さずに、意見をとられても、今、住民に縦覧して意見を求めています、住民にとって環境影響評価上、意見を言えるのはこの縦覧だけです。縦覧で意見を出さない限り、意見を言う機会がありません。なのに、住民に対して何の素材も示さないで意見をどうぞと言われても、あまりにも、説明する姿勢というか、合意形成を得ようという姿勢が全く感じられません。270mの風車は、遊佐町の一番の高層建築、遊楽里で30m、9倍です。山形県庁舎で61.5m、県庁舎の4.4倍です。一番高い霞城セントラルで115m、2.4倍くらいあります。そういったものが、今、何もない海に建つのは、影響が回避とか低減とか、そういう次元ではないと思います。それを方法書の段階で可能と評価するという書き方自体が、非常におかしいと思います。意見でした。以上です。

議長

私も、例えば鉄塔の指針でもこの仰角では絶大な影響があって、非常に調和しないというような、資料にもありますが、それにもかかわらず、書類的には回避できると書かないといけないと思っている感じがして、矛盾していると思います。

委員

言い忘れました。配られました資料、仰角と写真が載っているものです、これは市が作ったものと思いましたが、環境省の資料なのです。びっくりしました。山の上から見下ろして垂直見込角の説明をしています、普通、垂直見込角は、構造物と同じ地盤に立って、何度に見えるかという仰角で示すべきところを山の上から見下ろしてしています。垂直見込角の説明の写真としては不適切です。これは俯角になっています。環境省でこれを作っていること自体が驚きです。

議長

ありがとうございます。他にはご意見ございませんでしょうか。

委員

要約書に対する意見です。

要約書のp16に前回の配慮書も含めてですがどういったものを根拠にしているかが書いてあって、二段落目に「発電所に係る環境影響評価の手引き」を参考にしたと書いているので、事務局にお願いしてそれを皆さんにお配りしました。

もうひとつ、垂直見込角の議論が毎回なされていますが、それが書いてある資料として、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を用意していただきました。

それに基づいて意見を申し上げますが、「手引き」のp176 5) 評価の手法があります。今回の方法書の要約書p22の②で、主要な眺望景観への影響については、いつもそうですが垂直見込角がどうこうと書いてあるだけで、本来手引きでは構造物の存在による眺望景観の遮へい、阻害の有無について評価しなさいと書いてあるにもかかわらず、どういう眺望景観を対象としているかが一切出てきていませんよね。ここが非常に問題だと思っていて、手引きはあくまでも参考かもしれませんが、まずどの眺望景観を対象にするのかを決めてもらって、それで評価し

てもらいたいと思っています。前回の審議会でも申し上げましたが、酒田の十里塚海水浴場も眺望点になっていましたが、そこから見る日本海や夕陽というのはとても重要な景観だと思いますが、それが眺望景観としてあがってきていないということ自体が、ちゃんとやっているのか、と思えて仕方がないです。

これまでの景観審議会の議論で飛島航路も眺望点にあげたほうがいいのかという議論もありましたが、「ガイドライン」に眺望構成要素としてスカイラインや支配線はとても重要な要素だと書いてあります。飛島航路から見ると鳥海山のスカイラインを必ず切ると思いますし、海水浴場から見たときに必ず水平線を切るわけです。切るからダメとは言いませんが、切るからこそどうやって風力発電施設を配置するかということを考えていただきたい。前回も申し上げましたが、せめて、春分の日や秋分の日には風力発電施設に邪魔されずに水平線に夕陽が沈むの見えるようにするとかしたらどうか。「ガイドライン」の例示で、日の出日の入等についても把握して調査しなさいと書いてあるので、ガイドラインや手引きがあるのであれば、それに沿った形で評価していただくのはいかがでしょうかと思います。

また、要約書 p32 で、調査項目は垂直見込角という風車の大きさではなく主要眺望景観と記載があるので、p43 の図ではどこから見てどの方向を見たときの眺望景観を調査するのか書いてもらったほうがいいのかと思います。

また、垂直見込角について申し上げますと、評価結果のところでは影響がある場合は高さの小さい風車もできるというようなことが書いてあったと思いますが、事業をする上でそう簡単に高さを低くすることは言えないと思います。当然高さを低くすればそれだけ出力が小さくなるので、事業が成り立つかどうかにかかわってくるので、簡単に言ってしまってもいいのかという思いもある一方、最大高さが 189～270m 程度ですが、一番砂浜から近いところで 1km くらいのところにあって、一番高い 270m 想定だと（垂直見込角が） 15° くらいで、一番低い 189m だと 10° くらいで、 5° は小さくなるわけですが、いずれにしても 10° を超えているのでそれほど改善されたとも言えないと思いますし、遠いところで 4.5km ほどのところになりますが、そこは 3.4° から 2.4° くらいで 1° 変わるくらいなので、高さを低くしたところでそんなに変わらないと思いますし、そういうところに力を注ぐのではなくて眺望景観をどうするのかとか、そういう議論ができるように手引きに沿ってやっていただけたらいいのではないのかというのが私の意見です。

また、前回も申し上げましたが、景観法の中でも保全だけでなく創造についても景観形成だと言っていますが、これまでの配慮書・方法書では、今の環境をできるだけ保護しようと言っているようにしか見えなくて、それは非常に無理があると思います。どう頑張っても環境は変わるので、いい方向に変えるための配慮や方法書を作ってもらったほうがずっといいと思いました。

議長

ありがとうございます。
時間も押していますが、最後にもう一人ご意見がある方はいらっしゃいますか。

委員

事前質問でフォトモンタージュに関する質問をしましたが、相変わらず回答が同じで、残念です。構造物自体が大きいものが 50 何基も海に建つわけですから、隠しようがないわけです。それなのに未だに計画図がなく、評価でも大きな影響が生じることはないかと予測されるとありますが、影響がないわけがないですよ。この会議は景観に関する会議なんですから、議論できるような資料作りをお願いしたいというのが意見です。

議長

ありがとうございました。
時間もきてしまいましたが、皆様からいろいろご意見をいただきましたが、こ

の審議会に求められていることは、方法書について、市長が県知事に回答するための参考意見という位置づけですので、ひとつにまとめる必要はないと判断しまして、委員のみなさんから出された多くの意見の趣旨を取りまとめて景観審議会の答申とさせていただきますと思いますがいかがでしょうか。

また、答申書に関しましては、私のほうにご一任いただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

委員

異議なし

事務局

貴重なご意見、ありがとうございました。

なお、本審議会の答申書の写しについては、後日委員の皆様にお送りいたします。

また、審議会の議事録を市ホームページで公開させていただきます。

7 その他

事務局

次に、その他ですが、委員のみなさま何かございますでしょうか。

委員

(なし)

8 閉 会

事務局

これもちまして、本日の景観審議会を閉会いたします。

長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

午前11時35分 閉会